

令和 8 年
第 5 回定例会議事録

令和 8 年 5 月 2 0 日

泉大津市教育委員会

令和8年5月20日（水）午前10時より令和8年第5回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教 育 長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	奥 健一郎

欠席委員

教育委員	池島 明子
------	-------

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	小島 由紀
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
健康こども部こども育成課長	寺田 和夫
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	井上 さやか

案件

日程第 1 議案第29号 図書館の臨時休館及び貸出期間の延長について

日程第 2 議案第30号 泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱
について

日程第 3 報告第9号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

日程第 4 報告第10号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第 5 議案第31号 議会提出予定案件【非公開】

日程第 6 議案第32号 議会提出予定案件【非公開】

日程第 7 報告第11号 生徒指導上の課題の対応について【非公開】

議事録署名委員

教育委員 奥 健一郎

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

○竹内教育長 令和8年第5回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和8年第4回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第29号 図書館の臨時休館及び貸出期間の延長について

◎生涯学習課長（中山裕司）図書館の臨時休館及び貸出期間の延長につきましてご説明いたします。趣旨は、図書館において、図書館システムの入替え作業を行うため、臨時休館することと返却の集中を避けるため貸し出し期間の延長を行うものでございます。

変更内容としまして、令和8年6月22日（月）から30日（火）を臨時休館とし、9日間で図書館システムの入替え作業を行う予定としております。

また、返却の集中を避けるため令和8年6月1日（月）から、21日（日）まで貸出期間を3週間以内から4週間以内に変更するものでございます。

利用者には広報誌やホームページ及び図書館だよりなどにより臨時休館と貸出期間の延長を周知いたします。

根拠法令は、記載の通りです。

2ページの資料1にシステム変更に伴うチェック期間の延長案をお示ししております。

◆教育長（竹内悟）臨時休館日の案内は3階（図書館がある階）以外にも掲示しますか？

◎生涯学習課長（中山裕司）確認します。

※議案第29号可決

△日程第 2 議案第30号 泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨としまして、泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱に基づき、学識経験者、文化財保護に関する見識を有する者、文化財の所有者及び関係者、商工関係者、関係行政機関の職員の中から、泉大津市教育委員会が委嘱または任命するものでございます。

根拠法令は記載の通りです。

定員及び任期につきまして、定員は10名以内、任期は2年以内としております。

委嘱期間は令和8年6月1日から令和10年5月31日としております。

委員の候補者につきまして、別紙1をご覧ください。学識経験者として、文化財保護審議会の委員であります吉原氏、長友氏。文化財保護に関する見識を有するものとして、泉大津市文化財保護委員の北條氏。文化財の所有者及び関係者として、泉穴師神社の宮司の津守氏、藤原家住宅の所有者の藤原氏。商工関係者として、瀧芳毛織の瀧谷氏。関係行政機関の職員として大阪府文化財保護課職員である木村氏に委嘱をお願いしたいと思います。

※議案第30号可決

△日程第 3 報告第 9 号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

◎教育政策課長（小島由紀） 本件の趣旨は、令和 8 年第 3 回教育委員会会議定例会の議案第 11 号において、令和 8 年度の学校運営協議会委員の任命を教育長に代理させる旨ご承認いただきましたことから、委員を追加で任命いたしましたので報告するものでございます。

根拠法令は記載のとおりです。

任期は令和 8 年 4 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日でございます。

追加の委員については、6 ページ、別紙 2 をご覧ください。

※報告第 9 号終結

△日程第 4 報告第 10 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（小島由紀） 本件の趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。

対象期間は令和 8 年 4 月 1 日から 4 月 30 日まででございます。

内容につきましては、8 ページ、別紙 3 をご覧ください。

申請件数は 9 件で、うち 8 件を承認しております。

承認案件のうち番号 2、6、8 は新規団体及び新規事業でございます。事業要件として、それぞれ、ハンドメイド等のワークショップやステージ出演による想像力や表現力の育成、そして、「民踊」の普及・継承、今後の充実・進展を企図していること、また、不登校や学校生活になじめない子どもや保護者に対し多様な学びと未来の選択肢を提示することといった事業目的が、教育及び文化の振興に寄与するものであると認められること、またいずれの主催者にも事業遂行能力が認められること等から承認としたものでございます。

同じく承認案件、番号 5 は新規事業でございまして、本市を含めた泉州の特産物や文化を一堂に集め、地域ごとの魅力を体験により学ぶことから、教育及び文化の振興に寄与すると認められること等から、承認としたものでございます。

次に不承認案件でございます。番号 1 は、団体発足以来、主な活動内容が会員の交流やオンライン講座であること、飲食・物販・ワークショップ等を伴い会員以外の市民がひろく参加するイベントの開催実績がないことから、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱第 4 条第 1 項第 3 号、「主催者に事業遂行能力があると認められるもの」に非該当と判断し、不承認としたものでございます。

◆教育委員（奥健一郎） 2 番について承認した理由をご説明いただきたいです。

◎教育政策課長（小島由紀） 2 番のライブリーマルシェは、マルシェを中心としたイベントを開催し、市民の交流を兼ねて、ともに支えあう社会づくりを目的としているため、教育及び文化の振興に寄与するものであると承認いたしました。また、シーパsparkの駐車場で開催するため、広く市民が参加できます。過去にも同様の事業を開催しておりますし、事業遂行能力が認められるため承認しております。

◆教育委員（奥健一郎） 不承認の案件について、不承認理由を教えてください。

◎教育政策課長（小島由紀） 活動実績の内容が会員同士の交流やオンライン講座であり、今回のような広く市民が参加できるような事業の開催実績がないことから泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱第 4 条第 1 項第 3 号、「主催者に事業

遂行能力があると認められるもの」に非該当と判断し、不承認としたものでございます。また、参加者に対して、団体の活動内容に興味関心をもった方には入会の案内を任意で行うというところが商業宣伝に該当するため不承認です。

◆教育委員（西尾剛）教育委員会に後援申請がくる場合と、市に申請がくる場合と、或いは両方にくる場合がありますが、調整等はされているのでしょうか。

◎教育政策課長（小島由紀）教育委員会は教育委員会の後援名義使用の要綱に基づいて承認しており、足並みを揃えているわけではありません。

◆教育委員（西尾剛）マルシェは教育委員会より市の後援に該当する気がします。

◆教育長（竹内悟）案件８番「通信制高校合同相談会」の申請団体である team らいとはどのような団体でしょうか。

◆教育政策課長（小島由紀）地域住民を中心に不登校や学校行滞り等で「生きづらさ」を感じている子どもや大人の居場所を作り、地域社会からの孤立を防ぐとともに、元気に住みやすい街にするために共に活動し、地域福祉に参加・協力する事を目的とし、ボランティア活動をする団体です。

◆教育委員（澤田久子）泉大津市に限らず、広域にわたって開催されるものなのでしょうか。

◎教育政策課長（小島由紀）本件は岸和田グランドホールで開催されます。

◆教育委員（澤田久子）泉北地域の生徒が対象ですか。

◎教育委員会事務局長（鍋谷芳比古）岸和田市、泉佐野市、高石市、貝塚市、泉南市から後援名義使用の承認を受けていますので、泉北泉南が対象です。

※報告第１０号終結

◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第３４条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

ついては、日程第５から日程第７については非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第５から日程第７については非公開とします。

午前１０時２２分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員